

みどり市介護予防複合施設利用許可申請書

				令和	年	月	日		
指定管理者 古美門 君夫 様									
申請者				住 所					
				団 体 名					
				代表者氏名				印	
				電話番号					
みどり市介護予防複合施設条例(平成 18 年みどり市条例第 126 号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり利用の許可を申請します。									
利用日時	令和 年 月 日 ()			午前 午後	時 分	から	午前 午後	時 分	まで
利用目的									
利用人員				利用責任者					
利用室									
備 考									

みどり市介護予防複合施設利用許可書

上記のとおり利用を許可します。			
令和 年 月 日			
指定管理者 古美門 君夫 印			
(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にみどり市長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、指定管理者 <u>古美門君夫</u> を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。			